

# 令和8年度「沖縄県地域外交人材育成事業」委託業務に係る 企画提案公募要領

本事業は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 事業目的

戦後80年が経過し、国際情勢は大きく変化しており、核兵器の脅威が再び世界に影を落とす状況の中においては、世界の恒久平和への貢献や、アジア・太平洋地域の緊張緩和や信頼醸成の構築などに地域外交の力で関与していくことが、重要となる。

本県では、令和6年3月に「沖縄県地域外交基本方針」を策定し、アジア・太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、沖縄県が掲げる地域外交を通じて貢献することを掲げており、効果的かつ持続的な取組とするためには、これを担うグローバル人材の育成が不可欠である。

沖縄県地域外交基本方針では、沖縄県が目指す3つの姿として、(1)国際平和創造拠点、(2)グローバルビジネス共創拠点、(3)国際協力・貢献拠点の各分野に取り組むこととしており、取組を通して世界の平和構築や相互発展、国際的課題の解決に貢献することが示されている。

また、基本方針の第二章3(4)(p13)では、3つの分野の取組を推進するための共通課題として、地域外交に資するグローバル（国際的）人材の育成・確保を強化する必要があるとしており、沖縄の特性を活かし、同方針に掲げる3つの分野において国際社会に貢献する次世代の人材を育成するため、学生等若年者に対し、国際的な視点を涵養する機会を提供する事業を実施する。

## 2 委託業務の内容

- (1) 内 容：令和8年度「沖縄県地域外交人材育成事業」委託業務企画提案仕様書を参照
- (2) 契約期間：契約日～令和9年3月31日
- (3) 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

## 3 事業予算額

27,260,000円（税込）

なお、上記金額は、本事業の企画提案における上限額であり、実際の契約金額ではない。

#### 4 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げるものでないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
  - ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を 1 者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の

事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

(9) コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

## 5 スケジュール（予定）

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 企画提案書提出期限  | 令和8年3月19日（木）12時（必着）                |
| (2) 一次審査結果通知   | 令和8年3月24日（火）（予定）                   |
| (3) 二次審査（プレゼン） | 令和8年3月27日（金）午前（予定）<br>（※場所は県庁内を予定） |
| (4) 審査結果の通知    | 令和8年4月1日（水）（予定）                    |
| (5) 契約締結       | 令和8年4月上旬（予定）                       |

## 6 企画提案に対する質問

質問がある場合は、質問書【様式6】によりメールで受け付ける。（電話は不可）

(1) 質問方法：書面（質問書【様式6】を12の連絡先へメールで提出）

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【沖縄県地域外交人材育成事業に関する質問】とすること。

(2) 受付期間：公募開始から令和8年3月10日（火）12時まで

(3) 回答方法：沖縄県知事公室平和・地域外交推進課ホームページに3月12日（木）までに掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

ア 企画提案応募申請書【様式1】

イ 会社概要書【様式2】※1

ウ 過去の類似業務実績【様式3】※2

エ 企画提案書【任意】※3

オ 経費積算書【任意】※4

カ 誓約書【様式4】

キ 共同企業体協定書（共同事業体による応募の場合のみ）【様式5】※5

（注記）

※1 会社の組織図、定款の写し、国・県の納税証明書を添付すること。

※2 該当する事業者は、契約書の写し等の確認できる書類を添付すること。

※3 提案書の形式

①用紙サイズについては、A4 横形式（A3 折込可）、横書きとする。

②本文で使用する文字については、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。

③提案書については、ページ番号を付与すること。

④提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

※4 経費見積書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

①直接人件費

②直接経費（旅費交通費、謝金、印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費等）

※再委託費（外注になるか再委託かは、業務の内容に応じて各社で判断すること。再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）

③一般管理費（応募社規定によるが、内訳を説明すること。内訳を説明し難い場合は（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内とすること。）

④消費税（使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

※5 共同企業体の場合、「イ 会社概要書」「ウ 過去の類似業務実績」「カ 誓約書」については、構成員毎に作成し、提出すること。

## (2) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり、持参または郵送により受け付ける。郵送は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ア 提出期限：令和8年3月19日（木）12:00 ※必着

イ 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課（県庁1階）

ウ 提出部数 7(1)で示した書類（【様式4】及び【様式5】を除く）を紙で7部提出すること（正1部、コピー6部 ※すべてホッチキス止めなしでお願いします。）

※誓約書【様式4】及び共同企業体協定書【様式5】は1部ずつ提出すること

## 8 企画提案の選考方法

1次審査として書類審査を行う。1次審査を通過し、選定された提案者は、2次審査として県に設置する企画審査委員会（場所は県庁内を予定）においてプレゼンテーションを行う。同委員会において、最も優れた提案者を選定する。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。なお、プレゼンテーションの時間配分は、1者あたり30分とし、内訳は下記のとおりとする。

- ・企画提案書に基づいたプレゼンテーション 20分
- ・委員からの質疑応答 10分

## 9 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- (2) 当該委託業務の遂行に有効な、具体的で優れた手法が提案されているか
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか
- (4) 当該委託業務の遂行に資する実績があるか
- (5) 合理的なスケジュールが提案され、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

## 10 委託契約

- (1) 最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を締結するものとする。

- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 11 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。海外での費用が発生する場合、換算レートは、「日銀基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（令和8年2月中において適用）」を使用すること。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。

- (5) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (7) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 県の令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合、または当初予算案が修正された場合には、契約の一部又は全部を締結しないことがある。

## 12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁1階）

沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課 担当：松岡、下地

TEL:098-894-2226

E-mail: [aa071706@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa071706@pref.okinawa.lg.jp)